ＩＣＴ活用工事（法面工）に関する特記仕様書

１．ＩＣＴ活用工事

　　本工事は、受注者がＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工）を希望した場合に、受注者の提案・協議により３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象とすることができる。

ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階のうち、全てもしくは一部においてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

ただし、②④⑤の段階におけるＩＣＴ技術の活用を必須とする。

２．ＩＣＴ活用工事の実施手続

　　ＩＣＴ法面工の実施にあたっては、受注者が希望した場合、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

３．ＩＣＴ活用工事に関する経費

ＩＣＴ活用工事に伴う経費については、設計変更の対象とし「ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、監督員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

４．工事成績評定について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

５．ＩＣＴ法面工に関する基準について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省から発出されているＩＣＴ法面工に関する要領等により行うものとする。

６．現場見学会・講習会の実施

　　ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

７．活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の活用効果の検証に協力するものとする。